

《翻 訳》

『コリヤード 懺悔録』ポルトガル語全訳注

——第五誡「人を害すべからず」に対する若干の日本語補注——

Tradução integral portuguesa dos *MODVS CONFITENDI et EXAMINANDI* (Roma, 1632) da autoria de frei dominicano Diego Colhado: Algumas anotações adicionais em idioma japonês relativas ao quinto mandamento de Moisés

日 埜 博 司 (HINO Hiroshi)

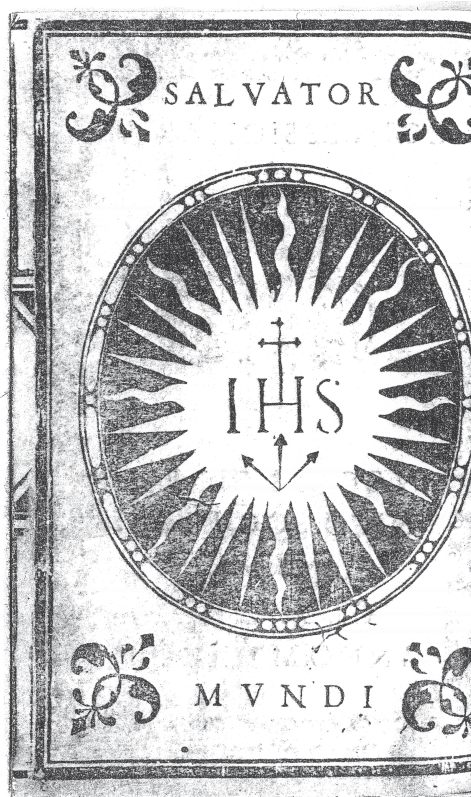
キーワード 『コリヤード さんげろく(懺悔録)』、『サルヴァートル・ムンヂ』、『ディオゴ・オルティスの小教理書』, 「人を害すべからず」(モーセの第五誡), モルタル科

学内誌を利用して累次にわたり、イスパニア人ドミニコ会士ディエゴ・コリヤードが編んだ『さんげろく』のポルトガル語全訳注を連載した。11回に及んだ連載はすでに完了し、ラテン文字の17世紀日本語で印刷した『さんげろく』テキストのポルトガル語全訳を核としつつこれを一書に纏めようとしている。

ただ、ポルトガル語で記述した訳注を編集の手を加えぬまま日本で上梓することには明らかな無理があると判断し、まず、『さんげろく』のふたつのハイライトというべき第一誡(「御一体のデウスを敬ひ、貴み奉るべし」と、第六誡(「邪淫を犯すべからず」と)に関する日本語補注を、それぞれ作成してみた¹。第一誡と第六誡に関する作業から着手したわけは、『さんげろく』に対して訳者の懐いた内容的興味が概ねふたつの誡に集中していたからであり、さらにいえば、第一誡と第六誡に関し

¹ 『コリヤード 懺悔録』ポルトガル語全訳注——第一誡「御一体のデウスを敬ひ、貴み奉るべし」に対する若干の日本語補注(『流通経済大学論集』43巻4号所収)および『コリヤード 懺悔録』ポルトガル語全訳注——第六誡「邪淫を犯すべからず」に対する若干の日本語補注(『流通経済大学論集』44巻1号所収)参照。

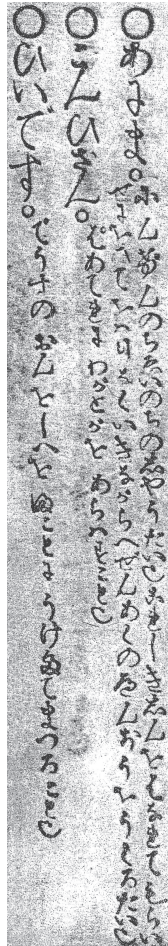
てコリヤードの載録した告解が数的に他の誠を圧して多いからでもあった。『さんげろく』のそうした内容的偏りは、日本という異教世界に絶対的な一神教の教えを説くことがいかに困難であったか、そして、人間の肉慾を根本的には悪しきもの、種の保存繁栄を図るためにのみ許された必要悪、と説くカトリックの性倫理が、大らかで緩やかな性道徳しか有さぬ日本人にはいかに奇異なものに見なされたか、を間接的に証拠立てている、と言ってよいであろう。



『サルヴァートル・ムンヂ』扉。海老沢有道編『南欧所在 吉利支丹
版集録 サルヴァートル・ムンヂ』(雄松堂書店, 1978年)より

『コリヤード さんげろく』に収められたさんげ(さんげとは濁らない)を正しいカトリック用語では告解といい、当時のキリシタンは「こんひさん」と称した。この言葉はポルトガル語の *confissão* に由来する。そもそも告解とは、カトリックの七秘蹟のひとつで、悔悛の秘蹟ともいう。受洗後の罪を聴罪司祭が糾明し、信徒は痛恨の念をもってデウスの代理者としての司祭へそれを告白し、デウスと和解し、罪を償い善へ移る決心をし、デウスの援けにより罪の赦しが与えられる。告解とはまた、人

にではなく、デウスへ向かって行なわれる行為であるから、感情の誇張は極力これを退けねばならない。そうした考えにもとづき、告解と懺悔とは本来別である、とカトリックは主張する。「聖霊を受けよ。あなたがたが許す罪は、誰の罪でも許され、あなたがたが許さずにおく罪は、そのまま残るであろう」(『ヨハネ伝福音書』20:22-23)というキリストの言葉を拠りどころに、使徒と、その後継者である司教および司祭へ信徒の罪を赦す権限が与えられた、とするカトリックの考え方に対し、プロテスタントは、罪は告白や償いで赦されるものではないという見解にのっとり、告解の秘蹟を否定して個人の内面的な悔い改めを勧める。

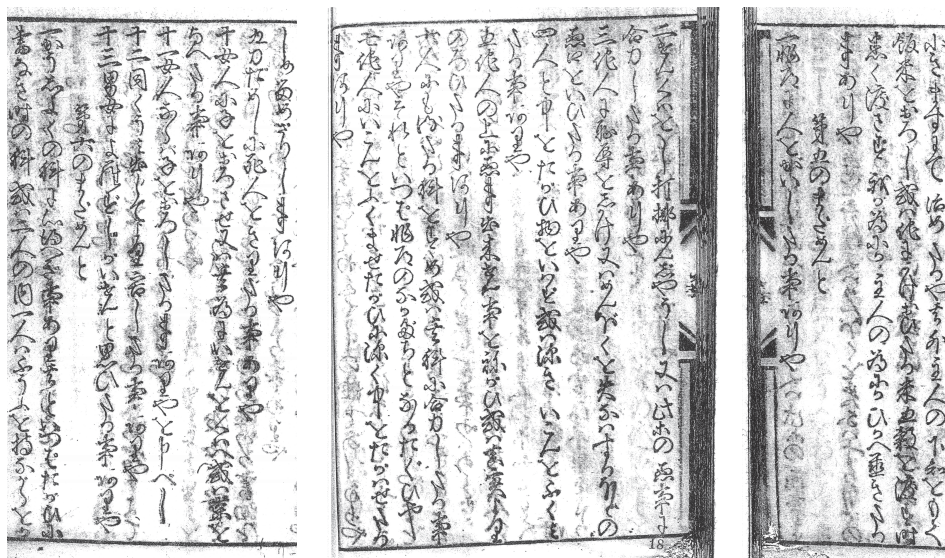


『サルヴァートル・ムンヂ』に収められた「こんひさん」の語釈。「ばあてれにわがとがをあらはすこと也」と見える(26 葉オモテ)。『南欧所在 吉利支丹版集録 サルバートル・ムンヂ』より

日本イエズス会が 1598 年に刊行した『サルヴァートル・ムンヂ』という書物がある。ローマのカサナテンセ図書館 (Biblioteca Casanatense, Roma) が所蔵する天下の孤本である。刊行地は未詳であるが、おそらくは長崎であろう。扉表の中央にはイエズス会紋章が配され、その上段および下段にそれぞれ *SALVATOR MVNDI* (『地上の救い主』) とあり、通常これが書名として慣用されているが、扉裏には *CONFESSIO NARIVM // IN COLLEGIO IAPO- // NICO SOCIETATIS. // IESV. // Cum facultate Superiorum // ANNO. M.D.XCVIII* (コンフェシオナリウム。イエズス会の日本のコレジオにおいて。スペリオールの御許しを蒙りて。1598 年) と見え、この *CONFESSIO NARIVM* (『告解の秘蹟』) こそ、少なくとも部分的には、この書物の実際の内容を示している。すなわち、聴罪司祭が信徒の告解を効果的に引き出そうとするために日本イエズス会が編纂したマニュアルと呼んで差し支えない内容を有する。ヨーロッパ文字は扉以外には用いられておらず、本文はすべて行草体^{ぎわそう}の日本文字であり、漢字かな交じりで記される²。

『サルヴァートル・ムンヂ』「第五ばんのまだめんと」(「人を害すべからず」)には、聴罪司祭が尋問すべき 13 のことがらが列挙されている。コリヤードが第五誠に関して収載した告解と照応しているものと、そうでなさそうなものがあるが、念のため 13 すべての日本語原文を掲げ、括弧内に 8 ポイント活字でそれぞれの現代語訳を示す。脚注にポルトガル語訳を掲げることができるのは、ベイラ・インテリオール大学で「外国語としてのポルトガル語」を担当するアナ・リタ・カリーリョ先生から賜った指導のおかげであることを特記する。

² 『サルヴァートル・ムンヂ』の全文翻字については、松岡光司の貴重な業績「慶長三年耶蘇会版 サルバートル・ムンヂの本文と索引」(『上智大学国文論集』6, 1973 年)があり、基本的にこの業績に依拠する。日塾は『コリヤードさんげろく』ポルトガル語訳注書の附録として収載するため『サルヴァートル・ムンヂ』もこれを全文葡訳する作業を進めており、その一部はすでに公開した。



『サルヴァートル・ムンヂ』に収められた「第五ばんのまだめんとに関する 13 の尋問(右から 15 葉オモテ～16 葉オモテ)。『南欧所在 吉利支丹版集録 サルバートル・ムンヂ』より

- 一、非道に人をが^(害)いたる事ありや。(非道に人をあやめたことはあるか。)
- 二、けんくはをし打^(喧嘩)擲^(刃傷)にんじやうし又は此等の悪事に合力したる事ありや。(喧嘩をしたり人を打ち据えたり刃傷に及んだり、あるいはまた、そうした悪事を働く他人に力を貸したりしたことがあるか。)
- 三、他人に恥辱をしかけ、又はめん^(面目)ぼくを失なはするなどの悪口をい^(言)ひたる事ありや。(他人に恥をかかせたり、あるいはまた、他人の面目を失墜させるような悪口を言ったりしたことがあるか。)
- 四、人と中^(違)をたがひ、物^(言)をいはず、或は深^(遺恨)さいごんをふくみたる事ありや。(他人と仲違いをして、物も言わなかったり、あるいは深い遺恨を含んだりしたことがあるか。)
- 五、他人の上に悪事出来せん事をね^(願)がひ或は真^(呪)実よりのろひたる事ありや。(他人の身の上に兇事が起こるよう願ったり、あるいはまた、他人を心の底から呪ったりしたことがあるか。)
- 六、人にもるたる科^(細)をす^(罪)め或は其科に合力したる事ありや。それといつば非道^(媒)のなかだちとなるたぐひ也。(他人にモルタル科を犯すよう勧めたり、他人がそれを犯すことに力を貸したりしたことがあるか。このようなことを尋ねるのは、そうした行為は他人を非道へ導くその媒体となりうるからだ。)

七、他人に^(遺恨)いごんをふくませ、たがひに深く中を^(違)たがはせたる事ありや。(他人がお前に対する遺恨を含むよう仕向けたり、仲良くしている他人同士の仲を深刻に引き裂いたりしたことがあるか。)

八、^(妻子眷属)さいしけんぞくの科を^(誡)いましむる事叶ひながら^(誡)いましめ留めざりし事ありや。(妻子眷属の科を誡めることが可能であったにもかかわらず、これを誡めたり科を犯したりするのを阻止しなかったことがあるか。)

九、力だめしに死人を^(斬)きりたる事ありや。(力だめしと称して死骸の試し斬りをしたことがあるか。)

十、女人に子をおろさせ又は其^(異見)為にいけんを^(加)くはへ或は薬を与へたる事ありや。(女人に子を堕ろさせたり、あるいはまた、そうするよう忠告したり、墮胎薬を与えたりしたことがあるか。)

十一、女人ならば子をおろしたる事ありやを申べし。(お前が女人であるならば、子を堕ろしたことがあるかどうかを申すべし。)

十二、同く^(産)み出してより害したる事ありや。(さらにまた、分娩したばかりの子をあやめたことがあるか。)

十三、男女によらず^(自害)じがいせんと思ひたる事ありや。(男女に関わらず自害しようと思ったことがあるか。)³

³ Acerca do quinto mandamento.

1. Mataste uma outra pessoa de modo ilegal?
2. Brigaste, ou bateste, ou injuriaste uma outra pessoa? Ou ajudaste outrém a cometer tais procedimentos ruins?
3. Envergonhaste, ou praguejaste contra outra pessoa de maneira a fazê-la perder a honra?
4. Quebraste relações amistosas com outrém, tendo resultado em não lhe fazer conversa, ou tiveste profundos rancores contra outra pessoa?
5. Desejaste que sucedesse algum mau acontecimento a outrém, ou praguejaste contra outra pessoa no fundo do coração?
6. Aconselhaste outra pessoa que cometesse os pecados mortais, ou ajudaste-o a cometê-los? Assim te interrogo

第五誠「人を害すべからず」に関し『サルヴァートル・ムンヂ』が聴罪司祭に行なうよう命ずる尋問は、上掲のとおり 13 項である。ざっと見渡してみると、「殺す」(matar)という概念には、他者および自己の生命を意図して物理的に断つという行為以外、精神的な意味で他者を害する行為が多様に包括されていると判明する。

たとえば『コリヤード さんげろく』に見える第五誠に関する告解として最初に現われるのは、邪淫の道もまだよく知らぬ若者に手淫を勧め、そのやり方まで懇切に教えてやったという告解だ。現代語に直して示す。

私、邪の道を未だ知らぬ幼い者に手ずからの淫楽、つまり自慰行為について語り、そのやり方までこれに教え勧めて、この悪を犯させました。

por se tratar de um acto intermediário de poderes conduzir outrém às ruínas condutas.

7. Praticaste algo de forma a que outrém tivesse rancores de ti, ou fizeste com que as relações amistosas mantidas entre uma pessoa e outra chegassem a ser gravemente rompidas?

8. Desististe de impedir a tua esposa, os teus filhos, e os teus parentes de cometerem pecados, apesar de ser possível fazê-lo?

9. Deste cutiladas a catana nos cadáveres de forma a exhibir o teu pavor?

10. Forçaste uma mulher a abortar o embrião, ou aconselhaste-a a fazer isso, ou deste-lhe uma mezinha de forma a abortá-lo?

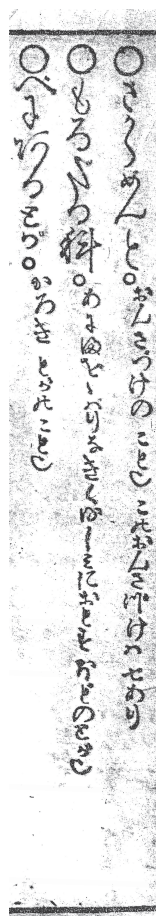
11. Caso mulher, deves dizer se abordaste o embrião, ou não.

12. Do mesmo modo, mataste a criança logo após o parto?

13. Tu, quer homem, quer mulher, pensaste em suicidar-te?

(*SALVATOR MVNDI. CONFESSIONARIVM // IN COLLEGIO IAPO- // NICO SOCIETATIS. // IESV. // Cum facultate Superiorum // ANNO. M.D.XCVIII*)

教えられ唆されてではあってもこの行為に走った者は紛れもなく luxuria すなわち淫乱の大罪を犯したことになる。大罪はモルタル科と称するが、モルタルとは本来「死に至る」とか「致命的な」を表わすポルトガル語の形容詞 mortal を語源とする。他人を物理的な死に追いやったり怪我を負わせたりするはもちろん、精神的な痛手を与えることも第五誡に違背する振舞いであると定義して、カトリックはその種の行為から遠ざかるよう信徒を導く。



『サルヴァートル・ムンヂ』に収められた「もるたる科」の語釈。「あにまををはりなきぐるしみにおとすほどのとが也」と見える(26 葉ウラ)。
『南欧所在 吉利支丹版集録 サルバートル・ムンヂ』より

『サルヴァートル・ムンヂ』に見えるもろもろの尋問をその思想的源流へ遡ると、当然のことながら、中世ヨーロッパのカトリック世界で作成されたカテキズモと呼ばれる教理書へ辿り着く⁴。それらを仔細に検討すれば、ポルトガル語でいう *matar* (殺す) や *homicídio* (人殺し) がカトリックの教義に照らせば倫理的あるいは神学的にいかなる振舞いであったか、を具体的に知りうるであろう。そこでポルトガル中世のカテキズモから管見に及んだ『ヴィゼウ司教ドン・ディオゴ・オルティスの小教理書』を取り上げ、脚注に校訂者の定めた第五誡に関するテキストを掲げ⁵ その拙訳を試みる(原文

⁴ 尋問の筋に違背することを犯せばいかにしてその科を償うか、を(数量的に)指示した贖罪規定書と呼ばれる書物が中世ヨーロッパに存在した。ひとつの贖罪規定書を全篇漏らさず日本語へ訳出した業績は寡聞にして知らないが、その概要の紹介なら阿部謹也の次の業績において行なわれている。『西洋中世の罪と罰——亡霊の社会史』[叢書 死の文化 1] (弘文堂, 1989 年) 第 6 章「キリスト教の教義とゲルマン的俗信の拮抗——贖罪規定書にみる俗信の姿」。『西洋中世の男と女——聖性の呪縛の下で』(筑摩書房, 1991 年) 第 4 章「聖なるむすびつきとしての結婚」。

⁵

¶ *Capitollo ix, do quinto mandamento*

Ho quinto mandamento he: “Nõ matarás”. Os dez mādamento contem as partes e maneiras de justiça per que a cada huñ se dá o que lhe he devido. Ho quarto mādamento mādã pagar o que spicialmente he devido ao padre, a que se reduz todo o que ao proximo se deve per algũa special razão. Divida geeral a todolos proximos he nã lhes fazer dano em a pessoa propia: molher, fazenda, fama, nõ per obra, nõ per voõtade. ¶ A este quinto mādamento se emade toda a ordem e aparelho pera mal fazer aa pessoa e todo dano que se lhe faz e todo odio e malquerença. ¶ Nã matarás. Nem faras mal ao homem nem a ti nem a outrem contra justiça. /29r/ ¶ Ho homicidio se comete em quatro maneiras, scilicet, per voõtade, boca, obra, negligencia. Per voõtade es homicida quãdo determinas cõ deliberaçã matar ou fazer mal aa pessoa, aynda que o nõ faças; per boca, scilicet, mādãdo, acõselhando, induzindo; per obra, scilicet, matãdo, decepãdo, firindo, encarcerãdo, privãdo liberdade e como quer que se ponhã as mãos injustamente. E o juiz mal sentenciando ou per mingoa de jurdiçã ou injustiça do processo ou cõ zello de vingança, e os executores; per negligencia he homicida quem sem priiguo seu pode livrar o proximo da morte injusta e o nã faz. Vejà os princepes, vejà os físicos e cirujãos as diligencias que põe em defender a morte e os danos das pessoas, e que som obriguados a curar os muyto proves de graça, e os boticairos darlhes as meezihas. ¶ Cõsiem os homecidas o membro que tirarõ,

にアンダーラインを付した箇所限定して訳出する)。

○他者を害すべからず。つまり汝自身に対しても、他者に対しても、ジュスティサ〔正義〕に反する悪を働いてはならない。

○オミシーディオ〔殺人〕は4つの様態をもって犯される。すなわち自発的な意思をもって犯されるもの、口で犯されるもの、行動でもって犯されるもの、さらに怠慢〔不作為〕によって犯されるもの。自発的に犯されるオミシーディオとは、お前が熟慮の末に人を殺そう、危害を加えようと心に決めることだ。たとえそれが未遂に終わっても、オミシーディオであることに変わりはない。口によるオミシーディオとは何か。それはすなわち、上記のことを犯すよう命じたり勧めたり、そうするよう仕向けたりすることだ。作為によるオミシーディオとは何か。それはすなわち、人を(物

ho dano e desolaçã da molher e filhos, e como se poderá isto restituir. Consiirem isto mesmo os que som ocasiã de matar, as almas dos proximos induzindo e trazendo a pecado mortal. ¶ Do que dicto he, parece claramente que os matadores, feridores, injuriadores, encarceradores, detentores de pessoas livres, ajudadores, conselheiros, induzidores, favorecedores e os que ho mãdã, todos quebrantã este mandamento, e os que deliberã per voõtade fazer as dictas cousas. Ou, depois de feitas, as ham por bõas os juizes, os executores, os principes negrigentes em evitar estes dãpnos. Os fisicos e cirujãos negrigentes, as que tomam ou dam alguũa cousa pera lamçar a criança. As parteiras negrigentes. Os padres que per negrigencia matã os filhos em a cama. Os que ferem ou fazem alguũa cousa per que as prenhes lançam a criança. Os que matã suas molheres ou filhas em adulterio. Os que emduzem outros a pecar mortalmente. Os que cõ impaciencia fazem mal a sy mesmos, e tâto as sobredictas cousas som mais grave pecado, quanto a pessoa danificada he mais inocente, mais proveytosa, mais propinqua. E, se se fazem a pessoa eclesiastica, sera excomunhan, e se em lugar sagrado sera sacrilegio. /29r/

(*O Cathecismo Pequeno de D. Diogo Ortiz Bispo de Viseu*, Estudo literário e edição crítica de Elsa Maria Branco da Silva, Colecção Obras Clássicas da Literatura Portuguesa 115, Lisboa, Edições Colibri, 2001, pp.187-189)

理的に)殺すほか、侮辱したり傷つけたりからかったり自由を奪ったり、そしてまた、どのような形態であれ不法に人に手をかけることだ。法官でありながら統治力および判断力を欠き、あるいは手続き上の不正を犯して、あるいは復讐の熱意を懐いて、正義に反した宣告を下す者、そしてそのような判断に依拠して死刑を執行する者。不作為によるオミシーディオとは何か。それはすなわち、みずからに何ら危険及ばず、しかもそうすることが可能であるにもかかわらず、不法な死に臨もうとする隣人を救わぬことだ。(心ある)為政者を見よ、内科医を見よ、外科医を見よ。死の危険に瀕したり損害を蒙ったりすることから他者を守るため彼らはもろもろの努力を払う。彼らは多くの人々を無償で癒す義務を負う。薬剤を調合し人々へ与える薬剤師も同様の義務を負う。

○上述のところから以下のことが明瞭となる。すなわち、人を殺す者、傷つける者、侮辱する者、からかう者、拘束さるべきではない人を拘束する者、上記の振舞いに手を貸す者、相談に与る者、誘導してその振舞いを助ける者、そうした振舞いを是認する者に加え、以上いっさいに関しそうせよと命を下す者はこれすべて当誠〔第五誠〕の侵犯者である。そうした行為が為されてしまった後それらを是と断ずる法官、その結果としての死刑執行に手を染める者、現実生じたこれらの損失を避ける努力を怠った為政者も同罪であり、当誠の侵犯者である。責めを果たさぬ内科医や外科医。さらに子を流産させるため何かを受け取ったり差し出したりする婦人。責めを果たさぬ産婆。怠慢により寝台で子を圧死せしめてしまった父親。子を墮胎するに至るよう妊婦を傷つけたり何か(のからくり)を仕組んだりする者。不義を犯した妻か娘かをその場で殺した者。他者を誘引してモルタル科を犯させる者。我慢が足りず己自身の身体へ危害を加える者。上記のことどもが構成する罪の軽重であるが、次の如き条件のもと、その深刻さはいっそう募るであろう。すなわち、お前によって害を蒙る者がひたすら無邪気かつ純心であるとき、罪に陥れることがお前自身の利益により叶うとき、被害者が力関係ゆえにお前の要求を拒み得ぬより非力な立場に置かれているとき。エケレジヤ〔カトリック教会〕の関係者に対して犯された罪はエスコムニヤン〔破門〕をもって償わねばならず、神聖なる場所で犯されたならそれはサク

リレージオ〔瀆聖罪〕を構成する。

脚注に掲げたテキストを全訳してはおらず、アンダーラインを施した箇所のみ訳も完成にはほど遠い訳であることを自認してはいるけれど、それでも、ディオゴ・オルティスのいうオミシーディオ homicidio(人殺し)なる語彙には、物理的に相手の生命を奪い身体を傷つける、という意味を超えて実に多様な意味が包含されていること明瞭である。同じことが『サルヴァートル・ムンヂ』にも該当することは上述のとおり。

ところが『サルヴァートル・ムンヂ』には、西欧カトリックの倫理観から見ると異風極まりない、としか思えぬ尋問がある。換言するなら、戦国期日本の社会規範や風俗習慣を顧慮しつつ設定したとしか思われぬ尋問、である。自殺に関する尋問十三がそうであるが、様斬(ためしぎりと読む)に関する『サルヴァートル・ムンヂ』の尋問七こそその最も典型的な一例と指摘することができる。

様斬に関しては氏家幹人が、史料を博捜し常例のとおり精彩に富む論述を展開しているが、この〈蛮習〉を実行に移したことを打ち明ける信徒の告解は、幸いにも、というべきか、『コリヤードさんげろく』には見えない。氏家の書に教えられたことであるが、1869年から70年にかけてパリで出版された、レオン・パジェス『日本切支丹宗門史』には、様斬に関する記事が散見されるのである。たとえば、その1617(元和3)年の記事に――

江戸でディエゴ・デ・サン・フランシスコ神父ともども牢内にあつたキリシタン4人が、召捕られてから4年後に殉教した。3月8日、同神父のずっと以前からの協力者で、秀れた説教師でもあつたトマスが惨殺された。剣の利鈍を試すため生体実験に供されたトマスは、生きたまま横に寝かされ、そしてまっふたつに斬られた⁶。パジェスの注によれば、トマスの死骸は信徒の手に渡らぬよう――彼らの手に渡ると、殉教者の遺体として聖遺物と化すから――「寸断された」ということである。

⁶ 『パジェス 日本切支丹宗門史』中巻、クリセル神父校閲、吉田小五郎訳、岩波文庫、1938年、47頁。

遺骸もまた様斬の材料とされることがあった。1624(元和10)年2月9日、奥州水沢の地でアレキシス・コイエモン(孝右衛門?)とドミンゴス・ドーザイ(道齋)のふたりが、斬首後「ずたずたに試し斬りにされた」という⁷。

同じ年、天草の大矢野では、迫害中に一旦は転んだけれど立ち返ったルイス・ロクエモン(六右衛門)が「イキダメシ」で殉教した⁸。『日本切支丹宗門史』を訳した吉田小五郎は「イキダメシ」に「意気試し」の字を宛てるのだが、氏家は「イキダメシ」は「生き試し」であり、これは生体を用いての様斬の意であろう、と記す⁹。

アジア・太平洋戦争下の日本軍は、中国を初めとする戦地で、下っ端の兵隊もしくは初年兵に命じ、無抵抗の捕虜を「度胸試し」あるいは「肝試し」と称して斬殺させたり刺殺させたりした。蛮行の当事者が行なった無数の証言によってこのことは厳然たる事実と認めるほかはない¹⁰。時代的あるいは社会的な背景の異なることは重々承知のうえではあるが、生体に対して行なわれたこの残虐行為の狙いとするとところに思い及ぶなら、吉田が施した解釈にも一理あるような気がしてくる。

『日本切支丹宗門史』から様斬に関する記事をさらに拾う。

1624年(寛永元年)に、稲葉兵庫頭重通が領する豊後臼杵において、レオ・ミサキ・シンエモン(三崎新右衛門?)がさまざまな責めを受けた末、3人の子(アンデレヤ、トマス、ヨハネ)と共に殺される、という惨劇が起こされた。処刑には領主の子が立ち会い、この「野蛮な若者は、刀の刃を試みさせ

⁷ 『パジェス 日本切支丹宗門史』中巻, 313 頁。

⁸ 『パジェス 日本切支丹宗門史』中巻, 337 頁。

⁹ 氏家幹人『大江戸死体考——人斬り浅右衛門の時代』平凡社新書, 1999年, 61 頁。

¹⁰ たとえば、岡部牧夫/荻野富士夫/吉田裕共編『中国侵略の証言者たち——「認罪」の記録を読む』岩波新書, 2010年, 124～125 頁参照。

んとて、殉教者の喉と肩の間を斬りつけさせた」のみならず、彼らの死骸を袈裟掛けに「真二つに」切ったという¹¹。

1637(寛永 14)年 10 月には、長崎で、イエズス会のマルセロ・フランシスコ・マストリーリ神父が、悪名高い穴吊るしの拷問を受ける。が、マストリーリ神父はこれに屈服するようすがなかったため、首を刎ねられたのち、その「聖なる遺骸」は「刀の試し斬りの命を受け」た処刑人たちの手で「寸断」された¹²。

『流通経済大学社会学部論叢』通巻 34 号(17 卷 1 号)所収の拙稿『『コリヤード 懺悔録』ポルトガル語全訳注——告解に対する聴罪司祭の訓戒』の解題で、コリヤードが編んだ書物全篇の内容をざっと振り返り、かつ信徒の告解に対し司祭がどの程度まで訓戒をもって応じているか、を確認した。誠のナンブルは I や IV などのローマ数字で、何番目の告解であるかは 1 や 12 などのアラビア数字で、それぞれ表わし、告解の内容を略記したうえ、それぞれに対応する司祭の訓戒が収載されている場合は●印を附した。今回のテーマである第五誠に関する 9 つの告解の内容をいま一度確認する(多少の補正を行なうとともに、『サルヴァートル・ムンヂ』に見える問い掛けに多かれ少なかれ呼応していると思われる告解には▲印を附した)。

第五誠

V-1 少年に手淫を教える

V-2 他人がモルタル科を犯すきっかけを作る▲

¹¹ 『バジェス 日本切支丹宗門史』中巻, 339 頁。

¹² 『バジェス 日本切支丹宗門史』下巻, クリセル神父校閲, 吉田小五郎訳, 岩波文庫, 1940 年, 313 頁。

- V-3 知人の悪行に荷担する
- V-4 妻との折り合いが悪い嫁に対し殺意を懐く▲
- V-5 喧嘩の相手に深手を負わせる▲
- V-6 みずからを悪しざまに沙汰した相手を赦さず●
- V-7 喧嘩口論をし悪口雑言を吐く▲
- V-8 虐待のやまぬ夫の子を儲けぬためみずからの手で墮胎を行なう●
- V-9 避妊を試みる。六月の子を中絶する。嬰兒を殺す●

第五誠に関して『コリヤード さんげろく』に載録される告解をざっと眺めてみればわかるとおり、そこには喧嘩口論や刃傷沙汰に関するものは見える。たとえば下記のように。

さらに、ある勇猛な男と喧嘩を致しましたとき、あちらから私を刺し殺そうとしたのでありますが、私は剣術の上手でございますから、相手にはふたつか三つ、かなりの深手を負わせました。私のために疵を負わされた者の兄弟親類が、仕返しとして、是非とも私を、鉄炮によってであれ何によってであれ、撃ち殺そうと言っていると聞き及んだとき、私は、高慢にも、何をあのとわけめが、かえって皆返り討ちにしてくれよう、と口にも出し、心中に思うこと三月ほどに及びました。しかしながら、かの者の疵が快気した後、これと仲直りを致し、今は非常な知音の間柄でございます。疵の治癒に要した薬や医者費用は大層なものと承りましたけれど、喧嘩を仕掛けて参ったのはあちらでございますから、私としてはいささか心安う、かの者の損害に対しては何も致しませんでした。

その一方においてあからさまな「人殺し」に関する告解は見えない。様斬に及んだことを打ち明

ける告解が見えないのも前述のとおりだ。そのことは、コリヤードが告解を聴取したその相手がどのような階層に属する人々であったか、を推測する手がかりになろうと思う。

物理的な「人殺し」にとってかわるかのように頻出するのは、避妊や中絶、産み落としたばかりの嬰兒を殺めてしまったこと、に関する告解だ。女性信徒あるいは夫婦が行なった告解ではあるが、婦人がこうした行為へ走らざるを得なかったについては、彼女らを取り巻くもろもろの社会環境(口減らしを強いるムラからの圧力とか、舅や姑や夫の意向とか)が大きく暗い影を落としていたことは言うまでもない。現代語に直して2例示す。

(弟子) また、わが夫は意地の悪い者でございまして、私を打ったり叩いたり致しますので、その子を儲けぬよう、一度、妊娠してしまってから腹を捻って、これを墮ろしてしまいました。

(弟子) 私ども、至極貧乏人でございまして、六人の子を儲けました。とはいえこれを育てるすべもございませず、懐胎せぬよう、いろいろとからくりも致します。あるときなど、懐妊してから、薬を飲んで六月の子を墮ろし、また別のときには、分娩後にこれを踏み殺し、腹中から死んで生まれた、つまり死産であった、と申しました。

『さんげろく』に収められた告解の記事をさておいても、来日した宣教師(初期はもっぱらイエズス会士)は育てることのできぬ子を殺して何が悪いのか、という驚くほどの恬淡さ^{でんたん}で日本人がこの種の(人殺し)をやったのけることに驚き嘆くほかはなかった。こうした行為への言及なら、『イエズス会士書翰集』や、『フロイス 日本史』など公開性の高い史料、つまり広くヨーロッパの教会関係者や一般信徒に読まれることを前提とした文書に多数求めることができる。

キリシタン時代の黎明期、フランシスコ・ザビエルが伴侶である修道士ジョアン・フェルナンデスと、周防山口^{すおうやまぐち}で布教したとき、ザビエルは、多少日本語を解するフェルナンデスに命じ、大きな声で日本人がいかにか大きな罪に染まっているか、を語らせた。坊主(仏僧)どもの間で常習化した男

色、武士がいとも簡単に己が命を絶つこと(むろんこれに関しては武士階級の倫理コードにもとづく正当化が幾らでも可能であろう)と並び、ザビエルが特に深刻な罪と見なしたのは、婦人の間に横行する(婦人だけの罪悪であるはずはないが)堕胎や嬰兒殺しの悪習であった。ルイス・フロイス『日本史』は、ザビエルー一行の山口布教のようすを描いている。すなわち日本人の犯す第三の大きな罪悪は「養育することができないという理由で、生まれたばかりの子供を婦人たちが殺してしまったり、あるいは子供を流してしまうための薬を服用したりするということであり、これはまことにおぞましい残酷であり無慈悲のわざであった」¹³。

ゴンサロ・フェルナンデス神父が 1560 年 12 月 1 日付、コインブラのイエズス会コレジオの某修道士へ宛てた書翰に記している。「ゼンチョ¹⁴は飢えたとき次のようなことを慣習的に行なう。ある婦人が出産するとその子を取り上げ浜辺へ持ってゆき、その上に石を置く。すると潮が満ちてきてその子を運ぶに任せる——。ゼンチョはそれに際し次のような理窟をつける。食わせてやるものもろくないのに、なぜそれを養わねばならぬのか、と」¹⁵。

¹³ «que as mulheres matavão os filhos quando parião, pelos não criar; ou tomavam mezinhas para mover, o qual era grandissima cruexa e deshumanidade» (P. Luís Fróis, S. J., *Historia de Japam*, vol. I, ed. José Wicki, S. J., Lisboa, Biblioteca Nacional, 1981, p.32). 『フロイス 日本史 6 豊後篇 II』松田毅一/川崎桃太訳, 中央公論社, 1978 年, 55 頁。

¹⁴ 異教徒。大航海時代のポルトガル人は、ユダヤ教徒, キリスト教徒, イスラム教徒——いずれも一神教を奉ずる——を除くあらゆる人々を一括して *gentio* (複数形 *gentios*) と呼んだ。ゼンチョは当時の日本人キリシタンによって慣用的に使用されたポルトガル語由来の語彙である。

¹⁵ «Tem os Gentios por costume em tempo de fome, se hũa molher pare, tomão o filho, & leuamno à praya, & poemlhe hũa pedra em cima, que venha a marê & o leue: & dão por rezão, que pera que haõ de criar a quem não tem que lhe dar de comer» (*Cartas que os padres e irmaos da Companhia de Iesus escreverao dos Reynos de Iapao & China aos da mesma Companhia da India, & Europa, des do anno de 1549 até o de 1580*, primeiro tomo, edição

フロイス自身も、来日まもない1567年頃の泉州堺における実体験を詳しく『日本史』に書き留めている。

日本では婦人の墮胎はきわめて頻繁に行なわれることで、ある者は貧困のため、あるいは多くの娘を持つことを厭うため、もしくは下女である限り、そうでもしなくては、心おきなく奉公を続けることができぬから、その他さまざまな観点から(墮胎が行なわれている)。しかも、何びともそれを不思議とは思わぬ習わしである。ある婦人たちは、出産後、(赤)児の首に片足をのせて窒息死せしめ、別の(婦人たちは)、ある種の薬草を飲み、それによって墮胎に導く。ところで堺の市は大きく人口が稠密ちゆうみつなので、朝方、海岸や濠に沿って歩いて行くと、幾たびとなくそこに捨てられている(そうした)子供たちを見受けることがある。もし母親が、産み落としたものの、捨てると決めた子に対し幾ばくかの人間らしさを示したいなら、(赤)児を岸に置き、潮が満ちてその(児)を完全に殺すようにするか、それとも濠に投げる。そこへ通常は犬が来てそれらを喰う¹⁶。(下線は引用者による)

fac-similada da edição de Évora, 1598, ed. José Manuel Garcia, Maia, Castoliva Editora, 1997, f.72v). 松田毅一監訳『一六・七世紀イエズス会日本報告集』第3期第1巻, 同朋舎, 1997年, 330頁。

¹⁶ «Hé couza em Japão em extremo frequentada fazerem as mulheres [mulheres *in textu*] aborticios, humas por pobreza, outras porque se enfadão de ter muitos filhos, outras porque, sendo servas, não podem livremente continuar com seu serviço, e por outros diversos respeitos, e hé couza tão uzada que não há quem a estranhar: humas matão as crianças depois que nascem, pondo-lhes o pé no pescoço e affogando-as, outras tomam mezinhas de certas hervas com que fazem seus aborticios. E como a cidade do Sacai he grande e de muita gente, quem vai pelas menhãs ao longo da praia ou das cavas acha muitas vezes estas crianças alli lansadas; e quando as mãys querem uzar de alguma humanidade com as crianças que parem e determinão engeitar, ou as poem junto da praia para que a enchente da maré as acabe de matar, ou as lanção nas cavas aonde ordinariamente os cães as vão comer» (P. Luís Fróis, S. J., *Historia de Japam*, vol. II, ed.

José Wicki, S. J., Lisboa, Biblioteca Nacional, 1981, p.183). 『フロイス 日本史 4 五畿内篇 II』松田毅一/川崎桃太訳, 中央公論社, 1978 年, 49～50 頁。

わたくしに多少訳語および訳文を多少変更した。このパラグラフであるが、戦国末期の日本において男児と女児どちらのほうが多く間引かれたか、を考察するための一史料として引用されたことがある。

清水克行は、応永 27(1420)年——応永の大飢饉のさなか——に来日した朝鮮通信使の紀行詩文集『老松堂日本行録』に見える京都に関する記述や、16 世紀後半、明国の鄭舜功がまとめた『日本一鑑』という書物に見える「男女」という記事に注意を促す。そこには日本では女の数が多く、男のそれが少ない、ということが示唆もしくは明記してある。特に後者は「女多く欲するは、俗に妻妾多しの故なり」と記述する。つまり、日本人が(生まれすぎた男児を間引いてまで)女児を欲しが理由を、「妻妾多しの故」、つまり女子はいざとなったら有力者の妻や愛人になって生きてゆくことができるからだ、と述べる。フロイスとほぼ同時代に行なわれた外国人による観察が、このように男児のほうが多多数間引かれる傾向のあったことを示唆もしくは明記しているのに対し、清水は、フロイスのこの一節——つまり多く生まれて困るのは「女児」のほうだと解釈しうる『フロイス 日本史』のパラグラフ——の和訳を引用し、「はたして、どちらを信ずればよいか、いまのところ私にも成案がない」と述べる(清水克行『大飢饉、室町社会を襲う!』吉川弘文館(歴史文化ライブラリー), 2008 年, 66 頁)。

本注引用文の下線部に見るとおり「多くの娘」(*muitas filhas*)と松田毅一らは読むのであるが、フロイスのテキストを校訂したジョゼ・ウィッキはこの箇所を *muitos filhos* と読む。であれば、厭われるのは「多くの娘」ではなく、単に「(娘を含む)子沢山」が厭われることを意味する、という理窟が成立する。つまりやや根本的なところで文意が変わるのである。ちなみに判読なり筆写なりに際し *filhos* (息子たち。もしくは、男女の子ら)は *filhas* (娘たち)と混同される可能性なしとしないが、残念ながら、『フロイス 日本史』は今日写本でのみ伝わるから、厭われるのが「多くの娘」なのか、それとも「男女を交えた子沢山」なのか、原著者の意図を確定するのは不可能と言わざるを得ないのである。どちらにしても、「確実にいえるのは、中世社会の貧困は私たちの想像を超えて悲惨なもので、男子をとるにせよ女子をとるにせよ、冷酷な『人口調節』をともなって人々は生き抜いていた、ということである」(同上)。

何とも救いようのないむごいエピソードであるがこれには多少の後日譚がある。すなわちコスメ・コーゼンという裕福なキリシタン商人がコンタツ(ロザリオ)を繰り祈りながら海岸を歩いていたとき、岸に曳き上げてあった小舟の中から赤子の泣き声が聞こえてきた。例によって犬が 2~3 匹赤子の絶命を待ち受けている。通報を受けたフロイスは急ぎその児を連れてこさせ、洗礼を受け、イザベルという教名を与えた(この教名から女兒であったと判る)。さらにコスメに対し、その児の代父^{パトリニョ}となり、自費で扶養してくれるよう委託する。コスメは喜んでフロイスの信頼に応ずるのだが¹⁷、その後、堺の数名のキリシタンから、フロイスは次のような忠告を受けたという(原文の間接話法を訳者は直接話法に変換して訳している)。ただこの忠告に対し自分自身がどう反応したか、フロイスは記していない。

「(今後は)そのような慈愛の業にかかわらないように。なぜなら、もし一般大衆、女中、また貧しい婦人たちが、子供を引き取って育ててくれるということを聞くならば、夜(中に子供を運んできて)、夜が明けると八人も十人も生きている子供が司祭(館)の門前に置かれているという事態(が生じる)であろう。だがそれらの(子供たち)を扶養するには多額の費用が必要となるのであり、

¹⁷ «Huma noite, andando hum christão honrado e rico por nome Cosme Cójén, mercador, rezando por suas contas na praia, ouviu dentro em huma embarcação pequena, que alli estava varada na praia, chorar huma criança e ao som das vozes da criança andavão ja dous ou tres cães, que daquillo se mantem, ao redor da embarcação buscando meio para entrar dentro e a comerem. O christão que era velho e bom homem, condoendo-se daquele piedozo espetaculo, foi depressa dar conta ao padre do que passava. O padre lhe mandou que muito correndo a fosse buscar antes que os cães a comessem, e a baptizou naquella mesma noite pondo-lhe nome Isabel e encarregou a Cosme, que fora seo padrinho, a mandasse criar e a sustentasse à sua custa, o que ele fez de boa vontade, mandando-a dalli a seis legoas às terras de Sangadono, pagando a huma mulher de hum pescador que a criasse» (P. Luís Fróis, S. J., *Historia de Japam*, vol. II, ed. José Wicki, S. J., Lisboa, Biblioteca Nacional, 1981, pp.183-184). 『フロイス 日本史 4 五畿内篇 II』50~51 頁。

そのことから他に多くの大いなる不都合が生じるのである。そうするとたとえば、それら(の子供)を養おうとする婦人はいなくなってしまうであろう。すなわち彼女たちは、そのような(行為)は不吉なことと考えるからである。また仏僧たちは、これを契機に、伴天連たちはそれらの子供たちを食べるため、ああしたことを行なうのだと断言し出すであろう」¹⁸

ルイス・フロイスが 1585 年島原半島の加津佐で脱稿した『日欧文化比較論』という小冊子に述べている墮胎や間引きに関する記事は、次の 2 項である。

ヨーロッパでは行なわれることはあるにはあるが、子を墮ろすことは頻繁ではない。日本ではそれはいともありふれたことであり、20 回墮ろした婦人もいるほどだ¹⁹。

¹⁸ «dizão depois alguns christãos do Sacai ao Padre, que lhe aconselhavão se não metesse em similhante obra de caridade, porque se a gente plebeia, mossas[s] de serviço e mulheres pobres, viessem a saber que lhe tomavão os filhos para os criar, que noite haveria em que amanhecessem à porta do padre oito e dez crianças vivas, e que, alem de ser necessaria muito grossa renda para as sustentar, que se seguirião mais outros grandes inconvenientes, como erão não se acharem mulheres que quizessem criar estas crianças, pelo terem por agouro, e que dalli tomarião os bonzos ocazião para affirmarem que os padres se não metião nesta obra para outro fim mais que comerem as dittas crianças» (P. Luís Frois, S. J., *Historia de Japam*, vol. II, ed. José Wicki, S. J., Lisboa, Biblioteca Nacional, 1981, p.184). 『フロイス 日本史 4 五畿内篇 II』50～51 頁。

¹⁹ «Em Europa, posto que o aja, não hé frequente o aborsio das crianças; | em Japão hé tão comum que há molher que aborta vinte vezes» (Luis Frois S. J., *Kulturgegensätze Europa-Japan (1585). Tratado em que se contem muito susinta e abreviadamente algumas contradicões e diferenças de costumes antre a gente de Europa e esta provincia de Japão*, ed. Josef Franz Shütte S. J., Tōkyō, Sophia Universität, 1955, Capitulo 2°-38).

ヨーロッパでは子が生まれたのち殺されるなど稀であるかほとんどめったにない。日本の婦人は養うことができぬと思われた子はその首に足を押し当てすべて殺してしまう²⁰。

イエズス会東インド巡察師の資格で前後 3 度にわたって来日したアレッサンドロ・ヴァリニャーノはその著書『東インド巡察記』(*Sumario de las cosas que perteneçen a la Provincia de la Yndia Oriental y al gobierno della, compuesta por el Padre Alexandro Valignano Visitador della, y dirigido a nuestro Padre General Everaldo Mercuriano en el año de 1579*)に次のような言葉を書き留める。「彼ら〔日本人〕は、人殺しを、けものを殺すこと以上に重大視しない。だからとるにたらぬ理由からのみならず、己が刀の切れ味を試すという、ただそれだけをもくろんで人を殺す。誰もみずからの屋敷で人を殺しうるし、戦争も実に絶え間ないので、彼らの大部分は刀で命を奪われているとさえ思えるほどだ。彼らのしでかす残酷さたるや大変なものであって、ほかならぬ母親が子を産むや、その首に足を掛け殺してしまう。そのときの言い分ときたら、この子は養えない、ただそれだけだ。小刀〔脇差〕を用いて己がはらわたを切り裂き絶命する者もまた大勢いる」²¹。

²⁰ «Em Europa, depois da criança nacer, raras vezes ou quasi nunca se mata; | as japoas lhe poem o pé no pescoço e matão todos os que lhe parese que não podem sustentar» (*ibid.*, Capitulo 2º-39).

²¹ «y no hazen mas caso de matar un hombre que a un animal, de manera que no solo por cosas pocas, mas aun solo por ver como corta su espada matan un hombre, y como cada uno puede matar en su casa y las guerras son continuas que parece que la mayor parte dellos muere a espada, y llegan a tanta crueldad que las proprias madres muy comumente en pariendo el hijo le ponen el pie en el pescueço y lo matan por solo dezir que no los puede sustentar, y aun muchos matan a si mesmos cortandose las tripas con su puñal» (*Documentação para a História das Missões do Padroado Português do Oriente*, XII (1572-1582), ed. António da Silva Rego, Lisboa, Fundação Oriente/Comissão Nacional para as Comemorações dos Descobrimientos Portugueses. Edição facsimilada da edição de 1958, pp.526-527). 『ヴァリニャーノ 東インド巡察記』高橋裕史訳, 平凡社東洋文庫, 2005年, 171頁を参照しつつわた



日本の裡諺に「七つまでは神の子」というのがある。類似の裡諺として「男子は七歳迄物あやかり」とか「七つ迄は神のうち」とかいうものもある。「七歳未満の子どもは神に属する存在で、わがままや非礼もとがめられない」というのが元来の意味であるが²²、子を間引くに際しての心の重荷(?)を軽減するための言い訳としても、これらの裡諺は重用されることが多かったようだ。鈴木棠三は「七歳未満忌服なし」という裡諺を解説して次のように記す。

古い社会通念では、七歳未満の幼児は厳密な意味での社会の成員ではない。「生き仏に生き神様」などといって、神から預かっているようなもので、いつでもまた霊界へかえしてやることのできる存在と考えたのであった。「七つから大人の葬式をするもの」といって、それ以下の子が死ぬと、雨落ちの下に埋めたりする。七歳が厄年の始めであるのも、またこの年から子供組の末席に加えられるのも、生存権を公認されたしるしである²³。

鈴木棠三はさらに、『舞の本』^{たかだち}「高館」に見える「男子は七歳までものあやかりと承る」^{なんし}²⁴という表現に注意を促し、これは、男子は七才まで「神霊界の支配を脱却しない期間」にいることの意であると述べ、「日本に間引きと称する嬰兒圧殺の悪習が盛んであった理由も、このような社会観の裏づけによるところが多いと考えられる」と解説する²⁵。

くしに訳した。

²² 『故事俗信 ことわざ大辞典』小学館、1982年、851頁。

²³ 鈴木棠三編『俳説 ことわざ辞典』東京堂、1963年、170頁。

²⁴ 『舞の本』麻原美子/北原保雄校注、岩波書店、新日本古典文学大系 59、1994年、462頁。

²⁵ 『俳説 ことわざ辞典』170頁。大阪人権博物館編『ゆるる生と死の境界』も参照した。鈴木棠三編『新編 故事

日本の民俗学は「間引く」行為を言い換えるさまざまな表現を採集しているが²⁶、その中には人間界に入りきっていない嬰兒をカミのもとへ「戻す」という発想に由来すると思われるものが少なくないし、嬰兒殺しを禁ずる江戸中期の法令に見える「押し返し」という表現も、同様の発想にもとづくのであろう。

赤松啓介のフィールドワークの主たる現場であった東播磨地方、加古川流域では、嬰兒が男のときは「山へやった」、女のときは「川へ洗濯にやった」というムラが多かったそうである²⁷。山にせよ川にせよ、この世とあの世との境界がその辺りに想定されていたのであろう。

1909年生まれの赤松啓介は明治期東播磨地方(兵庫県南西部)で「トラゲババア」と呼ばれた産婆がいろいろと^{オロシ}墮胎や間引きに関与した話の幾つかを紹介している。

まず今度の子供は欲しくないと思えば、主人か、母親かがコブシをつくってみせた。そうすると産婆が産児の首に胞衣を巻いて、死産のように見せかけたそうである〔敢えて死産を誘発する行為を行ない産み落とした嬰兒は死産であった、と偽ることは『さんげろく』の告解にも見える——引用者注〕。妊婦は産みたい一心だから、明からさまにいうと逆上してしまう。また産む前から相

ことわざ辞典』(創拓社、1992年)に見えるさらに詳しい解説も引いておく。「七歳未満の男の子は神様に守られているという意。古くからの民間信仰によれば、人間は生後数年の間、子供以前、すなわち人間の仲間入りをしていない期間があり、その間の幼児は神のものとされ、その死についても成人の死とはまったく別で、ただ元へ戻っていくものと考えた。間引きなどが無造作に行われたことや、葬法が成人と違ったのは、その理由に基づくところが大きい。村の子供組にも七歳から加入する」(1024頁)。

²⁶ 荻野美穂「墮胎・間引きから水子供養まで——日本の中絶文化をめぐって」(赤坂憲雄/中村生雄/原田信男/三浦祐之編『いくつもの日本 VI 女の領域・男の領域』[岩波書店、2003年]所収)230頁、図1「墮胎・間引き称の分布図」参照。

²⁷ 赤松啓介『非常民の民俗文化——生活民俗と差別昔話』ちくま学芸文庫、2006年、108頁。

談していたのでは、他へ洩れる怖れもある。ということで出産直前のパントマイムで、その子供の運命がきまった。あの子は親から〔間引くよう〕頼まれていたのだが、あんまり強そうな、良い児であったから、親に恨まれるのを承知で残したとか、かわいそうなのでサインを見なんだふりをして残した、とかの話や噂は、よくあったものである²⁸。

荻野美穂「墮胎・間引きから水子供養まで——日本の中絶文化をめぐって」²⁹という論考によると、キリシタン宣教師が驚き嘆いたような頻繁な墮胎や子殺しや捨て子が社会問題としていっそう顕在化するの江戸中期以降のことであった。キリシタン時代の幕が下りてかなりの歳月を経た頃である。

1726(享保 11)年に八代将軍吉宗が行なわせた最初の全国人口調査によれば、当時の日本の人口は2654万8998であった。この数には公家や武家、被差別民、さらには琉球と蝦夷の住民が含まれておらず、実際の人口はこれより200万から300万ほど多かったと推測される。幕末の嘉永5(1852)年にいたるまで享保11年よりも多い数字を示すのは、享保17(1732)年、文政11(1828)年、天保5(1834)年、弘化3(1846)年のわずか4回で、他はいずれも減少している³⁰。

墮胎・間引きの歴史を論ずるに際しての古典的文献と評価される『墮胎間引の研究』において高橋梵仙は、「明治になってから人口が急激に増加したのに、徳川時代に於て人口増加のテンポの鈍かったのは何が故であるか」と問い掛け、それに答えて、「飢饉、疫病等が頻発し、之がため生命を失ったものの多かったこと」もその一因であったと認めながら、「その根因ともいふべきものは産児制限であって、墮胎及び間引の盛んに行はれたことが、人口増加の率を低くした最大

²⁸ 『非常民の民俗文化——生活民俗と差別昔話』109～110頁。

²⁹ 『いくつもの日本 VI 女の領域・男の領域』所収。

³⁰ 高橋梵仙『墮胎間引の研究』財団法人中央社会事業協会社会事業研究所、1936年、49頁。

の原因である」と結論づける³¹。

近年は、墮胎・間引きの最大の要因を、社会が一種のコンセンサスをもって行なった人口調節機能に求める、という高橋の主唱した旧来の定説の正しさが改めて認識されているようだ。『国史大辞典』で「間引き」の項を執筆する丸井佳寿子は、主として「人口調節」の狙いをもって行なわれた間引きのありさまを描く史料数点を紹介するが³²、ここでは実際に参照することのできた西川如見『百姓囊』(1727年刊)の一節を引いてみる。

山家の土民、子を繁く産する者初め一二人育しぬれば、末はみな省くといひて、殺す事多し。殊に女子は、大かた殺すならはしの村里もありし。唐土にも此事いにしへ多かりしかど、代々の聖天子はなはだ是を禁止ありて、人倫のしわざにあらぬ道理を、村里の学者なども教訓せしゆへ、近代さやうの罪惡を行ふものなし。たまたま今の世にも此事有て、露頭しぬれば、父母ともに厳罰にあふ事なり。子をころすは、父母を殺すにつみでの大悪行なれば、いづくにかこれをよしといはん。おそれ慎まざらんや³³。



小野眞孝『江戸の町医者』(新潮選書、1997年)には「女医者」というタイトルの一章があり、そこには都市部でも間引きがまったく珍しくもない出来事であったこと、それをやってのけるに際してのあつけらかんとしたさまや、半ば公認されたも同然の闇墮胎医「中條流」の悪徳に対する皮肉交じ

³¹ 『墮胎間引の研究』50頁。

³² 『国史大辞典』第13巻、吉川弘文館、1992年。

³³ 西川如見『町人囊 百姓囊 長崎夜話草』飯島忠夫/西川忠幸校訂、岩波文庫、1942年、203頁。

りの憤り, などを活写した川柳の数々が収録され解説されている。ここではそのうちの 2 例のみ引用し, 脚注にそれぞれのやや説明的なポルトガル語を添えておく³⁴。

仲条へ五ヶ月置いて同じ顔(『俳風柳多留』)

仲条へろじから来るハ四五会目(『川柳評万句合勝句刷』)

³⁴ A observação já citada do padre Luís Fróis acerca do facto de os japoneses terem tido poucos remorsos para com o aborto pode ser evidentemente aplicável à sociedade japonesa posterior e ainda hoje se mantém vigente. É de notar que tal costume ruim e desumano é descrito de forma despreocupada em várias obras “profanas” do *Xenriū* (*Senryū*). Dentro das obras representando os episódios relativos ao aborto e contidas no capítulo intitulado “*Onna-isha*” do interessante livro *Edo no machi-isha* (*Shinchō Sensho*, 1997) da autoria de Ono Masataka, cabe-me citar apenas duas: *Nacagiōye itçutçuki voite vonaji cauo* (*Nakajōye itsutsuki oite onaji kao*) [仲条へ五ヶ月置いて同じ顔] (*Faifū yanaghitaru*). Tradução livre portuguesa: Aparece a mesma cara à porta do médico à Nacagiō após o intervalo de cinco meses; *Nacagiōye rojicara curuva xi go caime* (*Nakajōye rojikara kuruwa shi go kaime*) [仲条へろじから来るハ四五会目] (*Xenriū fō mancu auaxe cachicu zuri*). Tradução livre portuguesa: Já tem abortado quatro ou cinco vezes aquela que vem ao médico à “Nacagiō” sem ficar perdida por via do beco das traseiras, não pela entrada principal. Uma nota adicional: “Nacagiō” é a designação sinónima dos médicos clandestinos especializados em aborto.